



2020年12月10日

各位

会社名 ナビタス株式会社
代表者名 代表取締役 辻谷潤一
(証券コード：6276)
問合せ先 取締役管理本部長 日沼 徹
(TEL. 072-244-1231)

会社分割（簡易吸収分割）効力発生日変更のお知らせ

2020年10月8日に開示いたしました「会社分割（簡易吸収分割）の実施、商号変更、本店移転及び定款一部変更、並びに役員の変動に関するお知らせ」に記載のとおり、2021年1月1日を効力発生日として、当社連結子会社であるナビタスビジョン株式会社の画像検査システム事業及び付帯・関連する一切の事業を当社へ会社分割（以下「本分割」）により承継することを予定しておりましたが、本日開催の取締役会において、本分割の効力発生日を変更することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、商号変更、本店移転及び定款一部変更、並びに役員の変動の効力発生日につきましては変更ございません。

1. 変更の内容

本分割の効力発生日を以下のとおり、変更いたします。

変更前	変更後
2021年1月1日	2021年2月1日

2. 変更の理由

本分割に係る事務手続きの都合のため。

3. 日程

吸収分割効力発生日変更承認取締役会	2020年12月10日
吸収分割効力発生日変更契約の締結	2020年12月10日
吸収分割の効力発生日（変更後）	2021年2月1日（予定）

4. 今後の見通し

本分割は、当社の連結子会社からの吸収分割であるため、本分割の効力発生日変更による当社の連結業績への影響はありません。

以上